

普通火災保険



普通火災保険

保険金をお支払いする場合

店舗、事務所、作業場を経営されている方へ

一般物件用

1 火災



火災によって損害を受けたとき

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$$

(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

2 落雷



落雷によって建物、屋外設備等に損害を受けたとき

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$$

(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

3 破裂・爆発



破裂やガス爆発等で損害を受けたとき。ただし、凍結による水道管、給排水管の破裂を除きます。

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$$

(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

4 風災・ひょう災・雪災

※竜巻による損害も含まれます。



台風・せん風・暴風等の風災、ひょう災または豪雪・なだれ等の雪災によって20万円以上の損害を受けたとき

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$$

(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

*損害の認定は1敷地内ごとに、保険の対象すべてについて一括して行います。

5 臨時費用



1~4の事故によって臨時に要した費用として、損害保険金に上乗せしてお支払いします。

$$\text{臨時費用保険金} = \text{損害保険金} \times 30\%$$

(ただし、1事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度です。)

6 残存物取片づけ費用



1~4の事故による残存物の取片づけ費用として、実際に支出した額を損害保険金に上乗せしてお支払いします(ただし、損害保険金の10%が限度です。)

7 失火見舞費用



1または3の事故によって他人の所有物に損害を与えたとき、1被災世帯あたり20万円をお支払いします(ただし、1事故につきご契約金額の20%が限度です。)

8 地震火災費用



地震等による火災によって臨時に生ずる費用をお支払いします(ご契約金額の5%。ただし、1事故につき、1敷地内ごと300万円が限度です。)

- 建物の場合…建物が半焼以上のとき
- 家財の場合…家財が全焼または収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害が保険価額の50%以上となったとき
- 家財以外の動産の場合…収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害が保険価額の50%以上となったとき
- 屋外設備・装置の場合…屋外設備・装置の損害が保険価額の50%以上となったとき

9 修理付帯費用



1~3の事故で損害が生じた結果、復旧にあたり共栄火災の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)を1,000万円またはご契約金額の30%のいずれか低い額を限度に上乗せしてお支払いします。

10 損害防止費用



1~3の事故による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし、ご契約金額から損害保険金の額を差し引いた額が限度です。)

工場を経営されている方へ 工場物件用

1 火災



火災によって損害を受けたとき

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

2 落雷



落雷によって建物、屋外設備等に損害を受けたとき

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

3 破裂・爆発



破裂やガス爆発等で損害を受けたとき。ただし、凍結による水道管、給排水管の破裂を除きます。

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

4 風災・ひょう災・雪災



※竜巻による損害も含まれます。

台風・せん風・暴風等の風災、ひょう災または豪雪・なだれ等の雪災によって20万円以上の損害を受けたとき

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)
*損害の認定は1敷地内ごとに、保険の対象すべてについて一括して行います。

5 航空機の落下



航空機の墜落や接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって20万円以上の損害を受けたとき

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)
*損害の認定は1敷地内ごとに、保険の対象すべてについて一括して行います。

6 車両の衝突



車両またはその積載物の衝突・接触によって20万円以上の損害を受けたとき

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)
*損害の認定は1敷地内ごとに、保険の対象すべてについて一括して行います。

7 騒じょう・集団行動・労働争議



過激なデモやストライキによって20万円以上の損害を受けたとき

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)
*損害の認定は1敷地内ごとに、保険の対象すべてについて一括して行います。

8 給排水設備の事故による水濡れ



給排水設備(スプリンクラー設備・装置等)の事故による漏水、放水または溢水によって損害を受けたとき

支払保険金＝損害の額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$
(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

9 臨時費用



1～8の事故によって臨時に要した費用として、損害保険金に上乗せしてお支払いします。

臨時費用保険金＝損害保険金×30%
(ただし、1事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度です。)

10 残存物取片づけ費用



1～8の事故による残存物の取片づけ費用として、実際に支出した額を損害保険金に上乗せしてお支払いします(ただし、損害保険金の10%が限度です。)

11 失火見舞費用



1または3の事故によって他人の所有物に損害を与えたとき、1被災世帯あたり20万円をお支払いします(ただし、1事故につきご契約金額の20%が限度です。)

12 地震火災費用



地震等による火災によって臨時に生ずる費用をお支払いします(ご契約金額の5%。ただし、1事故につき、1敷地内ごとに2,000万円が限度です。)

- 建物の場合…建物が半焼以上のとき
- 動産の場合…収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害が保険価額の50%以上となったとき
- 屋外設備・装置の場合…屋外設備・装置の損害が保険価額の50%以上となったとき

13 修理付帯費用



1～3の事故で損害が生じた結果、復旧にあたり共栄火災の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)を5,000万円またはご契約金額の30%のいずれか低い額を限度に上乗せしてお支払いします。

14 損害防止費用



1～3の事故による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし、ご契約金額から損害保険金の額を差し引いた額が限度です。)

倉庫業を経営されている方へ 倉庫物件用

1 火災



火災によって損害を受けたとき

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$$

(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

2 落雷



落雷によって建物、屋外設備等に損害を受けたとき

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$$

(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

3 破裂・爆発



破裂やガス爆発等で損害を受けたとき。ただし、凍結による水道管、給排水管の破裂を除きます。

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$$

(ただし、損害の額または保険価額が限度です。)

4 臨時費用



1～3の事故によって臨時に要した費用として、損害保険金に上乗せしてお支払いします。

$$\text{臨時費用保険金} = \text{損害保険金} \times 30\%$$

(ただし、1事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度です。)

5 残存物取片づけ費用



1～3の事故による残存物の取片づけ費用として、実際に支出した額を損害保険金に上乗せしてお支払いします(ただし、損害保険金の10%が限度です。)

6 損害防止費用



1～3の事故による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし、ご契約金額から損害保険金の額を差し引いた額が限度です。)

保険の対象について

一般物件

店舗併用住宅、店舗、事務所、作業場の建物、屋外設備・装置およびこれらに収容される家財、設備・什器、商品・製品等の動産を保険の対象にすることができます。

工場物件

一定の規模以上を有した工場敷地内の建物、屋外設備・装置およびこれらに収容される設備・什器、商品・製品等の動産を保険の対象にすることができます。

倉庫物件

倉庫業法等にもとづき、倉庫業を営む方の所有する倉庫建物およびそこに収容される保管貨物を保険の対象にすることができます。

次のものを保険の対象(保険をつけるもの)に含める場合には、保険契約申込書に明記してください(物件共通)。

- 自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、その他これらに類するもの
- 1個(組)30万円を超える貴金属、宝石、美術品など
- 稿本、設計書、ひな型、帳簿、その他これに類するもの

地震保険のおすすめ

店舗併用住宅(住居部分のある建物)およびそこに収容される家財をご契約された場合には、ご希望されない場合を除き、地震保険を合わせてご契約いただけます。地震保険をご契約されない場合には、地震等を原因とする損壊等による損害、地震等による火災損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても、地震火災費用保険金を除き、

保険金をお支払いできません。

これらの損害を補償の対象とするには普通火災保険とは別に地震保険が必要です(この際、普通火災保険とは別に地震保険の保険料が必要となります)。詳しくは「地震保険のしおり」をご覧ください。

価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)のおすすめ

建物の延床面積が660㎡未満の店舗、事務所の所有者へおすすめします。

●自己負担金ゼロで店舗・事務所建物が再築できます。

建物、家財ともご契約金額は再調達価額をもとに算出いたしますので、万一事故にあわれた場合でもご契約金額を基準に実際の損害の額全額をお支払いします。ですから再築(再取得)の際にも自己負担金は必要ありません。

●全損の場合には特別費用保険金をお支払いします。

損害保険金とは別に、損害保険金の10%(200万円限度)をお支払いします。(ご注意)一般物件の場合のみ付帯できます。ただし、業種によっては付帯できない場合があります。

ご契約金額(保険金額)の決め方は

■ご契約金額は、保険の対象となるものの評価額(時価額:再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額)に過不足なくお決めください。

■時価額を超えてご契約金額をお決めになられても、その超過部分については保険金をお支払いすることができません。また、時価額よりも少ない金額でご契約金額をお決めになりますと、損害の額の全額をお支払いできない場合があります。

■他の保険契約(共済契約を含みます。)がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約(共済契約を含みます。)とあわせて時価額に過不足なくご契約金額をお決めください。

※新価特約または価額協定保険特約等の新価(再調達価額)を基準にご契約金額をお決めいただく場合には、新価(再調達価額)に過不足なくご契約金額をお決めください。

保険金のお支払にあたって

損害が生じた保険の対象を修理することができる場合において、修理によってその保険の対象の価額が増加した場合には、その増加額を差し引いて保険金をお支払いします。差し引く額は、保険の対象の使用による消耗、経過年数等に応じた減価額等保守管理状況によって異なります。詳細については各種約款をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 保険契約者、被保険者が所有、運転する車両またはその積載物の衝突、接触
- 火災などの事故の際の紛失、盗難
- 戦争、革命、内乱、暴動など
- 地震等を原因とする損壊等による損害、地震等による火災損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても、地震火災費用保険金を除き、保険金をお支払いできません。
- 核燃料物質などによる事故
- 電気的事故による炭化または溶融の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- 亀裂、変形等による損害
- 保険の対象の欠陥
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、さび、かび等の損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など

ご注意

ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では、保険契約申込書等に☆印が付されている項目が通知事項となりますので、ご注意ください(工場物件・倉庫物件または告知等変更特約を付帯した契約の場合は、保険契約申込書上のすべての項目が通知事項となります)。

保険金お支払後の保険契約について

事故による保険金のお支払額が、1回の事故につきご契約金額の80%を超えない限り、ご契約金額は減額されず何度でも保険金をお支払いします。ただし、1回の事故で保険金の支払額がご契約金額の80%を超えた場合、ご契約は終了します。

ご注意ください

- このパンフレットは「普通火災保険」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- 保険契約者には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください(工場物件・倉庫物件または告知等変更特約を付帯した契約の場合は、保険契約申込書上のすべての項目が告知事項となります)。
- 万一事故が発生したときは、遅滞なく、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお支払いの際は、共栄火災所定の保険料領収証を発行いたしますのでお確かめください。
(注)保険料払込方法が口座振替などの場合は保険料領収証を発行しておりません。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除を申し出ることのできるクーリングオフ制度がございます。詳しくは、「重要事項説明書」をご覧ください。取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料
無料

受付時間:平日 午前9:00~午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店、共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起これば…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先